

氷見市働き方改革優良企業表彰事業実施要綱

この要綱は、氷見市働き方改革優良企業の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第1条 働き方改革や子育て支援などの働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業等（個人事業主を含む。以下同じ。）を表彰し、広く市民に周知することにより、市内の企業での多様な働き方の普及促進や意識の醸成を図ることを目的とする。

(対象企業等)

第2条 表彰の対象は、次の各号のいずれにも該当する企業等とする。

- (1) 市内に主たる事業所の所在地を有する企業等（個人事業主の場合は、市内に住所を有する企業等）
- (2) 別表に掲げる事項に積極的に取り組む企業等
- (3) 過去3年間の労働関係法令違反がない企業等
- (4) 市税の滞納がない企業等

(表彰)

第3条 表彰は毎年度2企業等以内とし、氷見市働き方改革優良企業推進懇話会の意見を踏まえて決定した企業等に対し、表彰盾を授与するとともに、奨励金を交付するものとする。

- 2 奨励金は1企業等あたり200,000円以内とし、1企業等につき1回までの交付とする。

(募集方法)

第4条 募集方法は公募又は推薦により行うものとする。

- 2 公募に応募する場合は「氷見市働き方改革優良企業」応募用紙（様式第1号）、推薦を行う場合は「氷見市働き方改革優良企業」推薦書（様式第2号）により、関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

(事前調査及び懇話会)

第5条 市長は、公募による応募又は推薦のあった企業等の事前調査を行い、別に定める氷見市働き方改革優良企業推進懇話会に前条第2項に定める書類等を提出し、意見又は助言を求めるものとする。

(奨励金の交付申請)

第6条 当該表彰を受けた企業等が奨励金の交付を受けるときは、氷見市働き方改革優良企業表彰奨励金交付申請書（様式第3号）及び誓約書兼市税納付状況確認同意書（様式第4号）に關係書類を添えて、市長に提出するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 氷見市子育て支援優良企業表彰事業実施要綱（平成22年11月 1日市長決裁）は廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月28日から施行する。

別 表

選出基準

次に掲げる事項に取り組む企業等の中から、優れた企業等を選出する。

事 項	具体的な事例
1 多様な人材が活躍するための職場環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間勤務制度やフレックスタイム制度の実施等、子育てや介護等の時間を確保できるようにするための措置の実施 ・地域における子育て支援活動への労働者の参加など地域貢献活動の実施 ・若者・高齢者・障害者など多様な人材の活躍の推進 ・従業員のキャリア形成への積極的な支援など
2 働き方の見直しに資する労働条件の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ノー残業デーの導入・拡充や企業内の意識啓発による所定時間外労働の削減 ・年次有給休暇の取得促進 ・職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正 ・ICT、IoT、デジタル化の導入など労働生産性の向上 ・従業員の健康診断受診率の向上など健康経営の推進など
3 ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた新しい生活様式への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワークやオンライン会議等時間や場所に縛られない働き方の推進 ・感染症対策等に配慮した事業環境の見直しや整備、緊急時の事業継続計画の策定など
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方の見直しや従業員の労働条件、労働環境の向上につながるSDGsの取組やグリーン経営、ESGに配慮した経営の推進など